

平成 17 年 12 月 9 日

各 位

住 所 大阪府吹田市春日 3 丁目 20 番 8 号  
会 社 名 グリーンホスピタルサプライ株式会社  
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 古 川 國 久  
役 職 氏 名 (コード番号：3360 東証第二部)  
問 い 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 黒 田 敏 史  
管 理 本 部 長  
電 話 番 号 0 6 - 6 3 6 9 - 0 1 3 0

## ストックオプション（新株予約権）発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 12 月 9 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条の 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 18 年 2 月 16 日開催予定の当社臨時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

- 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由  
当社並びに当社子会社の取締役及び使用人に対し、当社及びグループ会社に対する経営参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を喚起することを目的として、以下の要領でストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものである。
- 新株予約権発行の要領
  - 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
当社普通株式10,000株を上限とする。  
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、この調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。
  - 発行する新株予約権の総数  
10,000個を上限とする。（新株予約権1個につき普通株式1株。但し、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、上記（1）と同様の調整を行う。）
  - 新株予約権の発行価額  
無償とする。
  - 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額  
1株当たりの払込価額は、次のうち、最も高い金額とする。  
新株予約権の発行日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額。但し、1円未満の端数は切り上げる。  
新株予約権の発行日における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値。  
平成18年2月16日から新株予約権の発行日までに自己株式を取得した場合、当該自己株式の取得価額の総額を取得した株式の総数で除した金額。但し、1円未満の端数は切り上げる。  
なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）し、又は自己株式を処分するときは、次の算式により払込価額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

権利行使時に当社並びに当社子会社の取締役又は使用人として在籍していることを要する。但し、当社並びに当社子会社の取締役が任期満了により退任した場合、又は使用人が定年により退職した場合にはこの限りではない。

当社並びに当社子会社の取締役又は使用人として在籍中に新株予約権者が死亡した場合は、相続人はその権利を行使することができるものとする。

新株予約権の譲渡・質入その他一切の処分は認めない。

その他の条件については、取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却事由及び消却条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当該新株予約権については無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に(6)又はの規定により、新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(注) 上記内容は、平成18年2月16日開催予定の当社臨時総会において本件議案が承認可決されることを条件と致します。

以上